Fuji Sankei Business i.
昭和33年1月27日　第三種郵便物認可<日曜休刊
2017（平成29）年
3|30［木］
＜日刊21478号＞
フジサンケイビジネスアイ

ダイトウボウ株式会社
daitobo since 1896
東証１部上場（証券ｺｰﾄﾞ：3202）
●商業施設　●ヘルスケア　●繊維・アパレル
東京都中央区日本橋本町１－６－１

発生１年を迎える熊本地震

論　風

被災者に寄り添い闘う弁護士

防災・危機管理ジャーナリスト
渡辺　実

わたなべ・みのる　工学院大工卒。都市防災研究所を経て1989年まちづくり計画研究所設立、代表取締役所長。NPO法人日本災害情報サポートネットワーク顧問。技術士・防災士。65歳。東京都出身。

あなたが突然、被災者になったそのとき「災害救助法」「被災者生活再建支援法」「応急危険度判定」「被災度認定」「罹災証明」など普段聞いたこともない法律や制度が行政から提示される。被災して無力感と喪失感にさいなまれているときに、初めて耳にする言葉や単語が次から次に降りかかる。期日がある申請や書類の提出などにも翻弄される。行政の担当窓口には多くの被災者が押し寄せており、長時間待たされる。先が見えない中、あなたのストレスがますます増大していく。

そんなときに、あなたの住まいや生活の再建の諸問題に寄り添う専門家「10士（さむらい）」がいることをご存じだろうか。「10士」とは①司法書士②行政書士③公認会計士④税理士⑤土地家屋調査士⑥不動産鑑定士⑦社会保険労務士⑧弁理士⑨建築士⑩弁護士―だ。間もなく１年を迎える熊本震災では、地震直後から弁護士が被災者支援を続けている。弁護士という存在は、平時から縁がない、近寄りがたいと多くの人が思っているのではないか。熊本の弁護士自身も突然に被災弁護士になっていたが、被災者に寄り添いながら、さまざまな現行法制度の矛盾と闘っている。震災から10カ月、熊本県弁護士会の活動から、震災時の弁護士の役割を考えてみた。

震災時の役割

震災直後、さまざま飛び交う情報の中で、被災者が求めたのは「正確で信頼できる情報はどれか」だった。そこで弁護士会から情報誌「くま弁ニュース」を本震５日後の４月21日から紙面（３万部）とSNSなどを活用して情報発信した。くま弁ニュースはこの間、第４号まで発刊。Q＆A形式でわかりやすく、時々の被災者の疑問に答えている。同時に弁護士会のホームページ（http：／／www.kumaben.or.jp／）に「熊本地震相談」をアップし、２回目の震度７の本震９日後の25日からは無料相談電話を開設。また、熊本市・益城町・南阿蘇村の被災地へ出向いて定期的に無料面談相談を行った。今年１月27日は、最大の被災地である益城町に常設の相談センターを設置した。昨年６月から熊本日日新聞にQ＆Aのコラムを定期掲載している。

震災から10カ月間で受けた相談件数は、電話相談が約7000件、面談相談総数は約3500件にも達した。相談内容は、震災当初は相隣関係や工作物責任（隣家の瓦が落ちて自宅が損壊したなど）、公的支援に関するものが多く寄せられたが、時間が経過すると不動産賃貸借にまつわる問題（強制退去や修繕費の自己負担など）や二重ローン、被災マンションなど、より切実な具体的な法律問題に変化している。

震災直後からSNSで積極的に情報発信している鹿瀬島正剛弁護士（49）のフェイスブックの友達リストは震災前の800人から震災後には3600人に急増した。これは彼の情報発信が被災地だけでなく全国に届いていることを示している。実は筆者が同弁護士を知ったのも、彼のフェイスブックだった。

問題点の検証を

熊本県弁護士会は所属弁護士270人で、震災により事務所移転を余儀なくされた弁護士も複数いた。この実態をふまえ、日本弁護士連合会が全国のネットワークで同弁護士会をバックアップしている。

被災地弁護士会は被災者の悩みを聞き、さまざまな相談に乗ってくれる〝駆け込み寺〟のような存在。震災前の案件を抱えながら、決して十分とはいえない体制の中で、無料で被災者個別にきめ細かい対応をし、被災者へ勇気と笑顔を届けている被災地弁護士の活動には頭が下がる。今日も被災地熊本の弁護士たちは必死に「被災者の心を支える社会インフラの役割」を担っている。これからは、被災者から弁護士へ直接突きつけられたさまざまな現行の被災者支援法制度の矛盾やほころび、問題点を検証し、次の災害へ向けて被災者支援改善の道筋を示し闘い続けることを同弁護士会に期待したい。